

家内労働の委託をしている事業主の方へ

「委託状況届」は4月30日までに提出してください

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは毎年4月1日現在の家内労働者数等について、労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るものです。用紙は最寄りの労働基準監督署にありますので、平成30年は4月30日が休日にあたるため、5月1日までに忘れずに提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは材料の提供を受けて、他人を使わず、同居の親族だけで物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいます。したがって、宛名書き等のような事務の代行、あるいはホームページの構築など物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）または最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

東京労働局ホームページ

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html

お問い合わせ先

〒192-0046 八王子市明神町3-8-10

八王子労働基準監督署 第四方面

TEL. 042-680-8752

FAX. 042-646-1524